

## 公益社団法人 日本給食サービス協会 業務執行理事職務権限規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、公益社団法人日本給食サービス協会（以下「本会」という。）定款第24条第3項及び第25条第3項の規定に基づき、業務執行理事の職務権限に関する事項を定めることを目的とする。

### (法令等の順守)

第 2 条 業務執行理事は、法令、定款等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (業務執行理事の範囲)

第 3 条 業務執行理事の範囲は、定款第24条第3項の規定による副会長（5人以内）及び専務理事とする。

### (副会長（5人以内）)

第 4 条 副会長（5人以内）の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長（5人以内）は、定款第49条に基づく各支部の支部長を兼務するものとし、本会が定めた毎年度の業務計画のうち、各支部に関する業務を執行する。
- (2) 定款第6条に基づく会員の加入申込みの提出があった場合における支部長面談の実施及びその結果に基づき理事会への会員の推薦。
- (3) 定款第25条第4項に基づき事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (専務理事)

第 5 条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。ただし、第4条に定める業務を除く。
- (2) 定款第25条第4項に基づき事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

附則 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# 公益社団法人 日本給食サービス協会 役員給与規約

## (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人日本給食サービス協会に勤務する常勤の理事、監事の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (給与の支給)

第2条 常勤の理事、監事に対して給与を支給することとし、非常勤の理事には給与を支給しない。

## (定義)

第3条 常勤の理事とは、1週間のうち、5日以上を主たる事務所において勤務する者をいう。

- 2 常勤の理事の給与は、報酬、通勤手当とする。
- 3 監事の給与は、監査手当とする。

## (給与の支給の方法)

第4条 常勤の理事の給与は、毎月25日（その日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日。）に租税公課、社会保険料の個人負担金及びこれらに準ずるものと控除した金額を本人の指定した口座に振込支給する。

- 2 監事の給与は、監査の実施に要する日数に応じた監査手当に租税公課を控除した金額をその都度振込又は現金により支給する。

## (報酬)

第5条 常勤の理事の報酬の年額は、次に掲げる範囲内で、その常勤の理事の業績を考慮して総会で定めるものとする。

専務理事 9,000,000円

- 2 常勤の理事の報酬の月額は、前項に定める年額の12分の1に相当する額とする。
- 3 新たに常勤の理事となった者にはその日から、常勤の理事が離職したときはその日まで、在職日数を基礎として日割り計算によって報酬を支給し、常勤の理事が死亡したときはその死亡の日の属する月まで報酬の全額を支給する。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤の理事に支給する。

- 2 通勤手当は6ヶ月定期券の額を支給する。

## (監査手当)

第7条 監事の監査手当は、監査1日につき20,600円とする。

附則 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。  
2 この規約は、平成26年5月22日に改正し、平成26年4月1日から適用する。

# 公益社団法人 日本給食サービス協会 役員退職手当支給規約

## (趣旨)

第 1 条 公益社団法人日本給食サービス協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規約で定める。

## (退職金の額)

第 2 条 役員が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に在職期間 1 月につき、その者の退職時における報酬の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を退職手当として支給する。

## (在職期間の計算)

第 3 条 退職手当算定の基礎となる在職期間の計算は、協会の役員として引き続いた期間とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、選任の日から起算して暦に従い月数によって計算し、1 月に満たない端数が生じた場合は切り上げる。
- 3 役員の任期満了の日の翌日に再び同一の役職に選任された場合は、その者の退職手当の支給は引き続き在職したものとみなす。
- 4 役員が任期満了の日以前に役職を異にする役員に選任された場合は、その者の退職手当の支給は、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

## (退職手当の支給)

第 4 条 退職手当は、法令によってその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡した時は、その遺族に支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

第 5 条 第 2 条及び第 4 条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位は、公益社団法人日本給食サービス協会職員退職手当支給規程第 12 条の規定を準用する。

附則 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 公益社団法人 日本給食サービス協会 会費規約

- 第 1 条 公益社団法人日本給食サービス協会定款第7条に基づく経費の負担並びに第46条に基づく協賛費は、次のとおりとする。
- 第 2 条 会員の加入金は、10,300円とする。
- 第 3 条 会員の会費は、1口月額12,000円とする。  
2 口数は、別表に定める会費口数基準表によるものとする。  
3 会費には、支部運営費を含むものとする。
- 第 4 条 支部構成員は、支部運営費として、月額1,030円を本会事務局に納入する。
- 第 5 条 協賛会社の加入金は、10,300円とする。
- 第 6 条 協賛会社の協賛費は、年額51,400円とする。
- 第 7 条 既納の加入金、会費（支部運営費を含む。）及び協賛費は、会員、協賛会社が脱退した場合においても、これを返還しない。

- 附則 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規約は、平成26年5月22日に改正し、平成26年4月1日から適用する。
- 3 この規約は、平成29年5月18日に改正し、平成29年7月1日から施行する。

### 別 表

会 費 口 数 基 準 表

年間売上高	10億円未満	10億円以上 20億円未満	20億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満
基 準 口 数	1	2	3	4

年間売上高	100億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
基 準 口 数	5	6	7	8

（注）年間売上高は、前年度の集団給食部門の売上高とする。

# 公益社団法人 日本給食サービス協会 支部運営規約

第 1 条 公益社団法人日本給食サービス協会定款第49条に規定するところにより、別表に定める地域を地区とする支部を置く。

第 2 条 支部の名称は、別表のとおりとする。

第 3 条 支部の事務局は、理事会が定めるところに置く。

第 4 条 支部は、本会の行う事業を支部の構成員相互の連携と協調により分担し、給食サービスの質の向上や衛生管理等の啓発・普及に努め、もって地域の喫食者等の食生活の健全なる向上と地域振興に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、支部に委員会及び事業部会を置くことができる。

3 学校給食委員会及び支部学校給食委員会事業部会の設置（設置個所・所管範囲）に関することは、支部会議の決議を経て支部長が定める。

第 5 条 支部は本会からの指示を守り、かつ、支部独自の事業を行う場合は本会理事会の承認を得なければならない。

第 6 条 支部の構成員は、本会の会員と会員の支社・支店・営業所等で、支部構成員になることを本会事務局に登録した者とする。

第 7 条 協賛会社は、支部長の認める事業に参加することができる。

第 8 条 支部の構成員は、支部運営費を負担するものとする。

2 既納の支部運営費は、支部の構成員が脱退した場合においてもこれを返還しない。

第 9 条 支部に次の役員を置く。

　　支部長 1名　　副支部長 1名以上

2 支部長は、本会の副会長が兼務する。

3 支部長は、支部を代表して支部運営を総括する。

4 副支部長は、支部長が理事の中から指名するものとし、支部長を補佐する。

第 10 条 役員の任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。

第 11 条 支部会議は、原則として年2回（2月、6月）開催するものとする。

2 支部長が必要と認めたときは、隨時支部会議を開催することができる。

第 12 条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 13 条 支部運営経費は、本会事務局から配付するものとし、支部は当該事業年度の収支決算状況を事業年度終了後、速やかに本会事務局に報告するものとする。

附則 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

支 部 構 成 表

支 部	都 道 府 縍
北日本支部	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 (1道6県)
関東支部	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野 (1都9県)
中部支部	富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重 (6 縕)
関西支部	滋賀・福井・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 (2府5県)
西日本支部	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 (17 縕)